

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

平成28年7月30日
木 更 津 市

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおり御案内します。

1 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります（必要に応じて、写しを取っておいてください）。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

- (2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援^{※3}を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※3 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

- (2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3 日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件充足について

- (1) 特定創業支援事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

4 その他

- (1) 証明書は、本市の認定特定創業支援事業を受けたことを証明するものであり、上記の支援制度を受けられることを保証するものではありません。
- (2) 法改正等により、支援制度が変更又は終了することがあります。

証明書の申請手続について

1 申請に必要な書類

- ① 特定創業支援事業に関する証明書交付申請書 2部（一の申請書に対して一の証明書の交付となりますので、支援制度の利用にあたり、証明書の原本を複数必要とする場合は、必要とする部数の申請書をご用意ください。）
- ② 木更津創業塾の修了証の写し 1部
- ③ 証明書を郵送による交付を希望する場合は、返信用切手

2 木更津市に申請する

- ・上記の書類を、木更津市経済部産業振興課（木更津市役所駅前庁舎）に提出（持参又は郵送）してください。
- ・申請期限は、申請書の「1 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間」欄の(2)に記載する期間の「 年 月 日まで」の日付の翌日から起算して1年を経過する日までです。
- ・原則として、証明書の再交付は行いません。複数の支援制度を利用する予定があるときは、必要とする証明書の部数の申請書を提出してください（なお、提出先によっては、写し可の場合がありますのでご確認ください。）。
- ・証明書は即日発行ではありませんので、日にちに余裕を持って申請してください。

3 証明書の交付

- ・申請書の記載内容を審査し、適当と認められるときは、証明書を交付します。
- ・証明書は産業振興課窓口での交付又は郵送による交付となります。郵送を希望する場合は、申請書に、返信用切手を添付してください。

4 証明書の注意事項

- ・証明書には有効期限がありますので、証明書の取得後は、速やかに各手続きを行ってください。万が一、有効期限を経過しても、再発行（有効期限の変更を含む。）は行いませんので、注意してください。
- ・証明書の有効期限は、証明の日から、次に掲げる日のうち、もっとも早く到来する日までです。
 - ① 認定創業支援事業計画期間終了日（木更津市は平成33年3月31日）
 - ② 租税特別措置法第80条第2項に規定する期間の最終日（現行法では平成30年3月31日）
 - ③ 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から起算して5年を経過する日